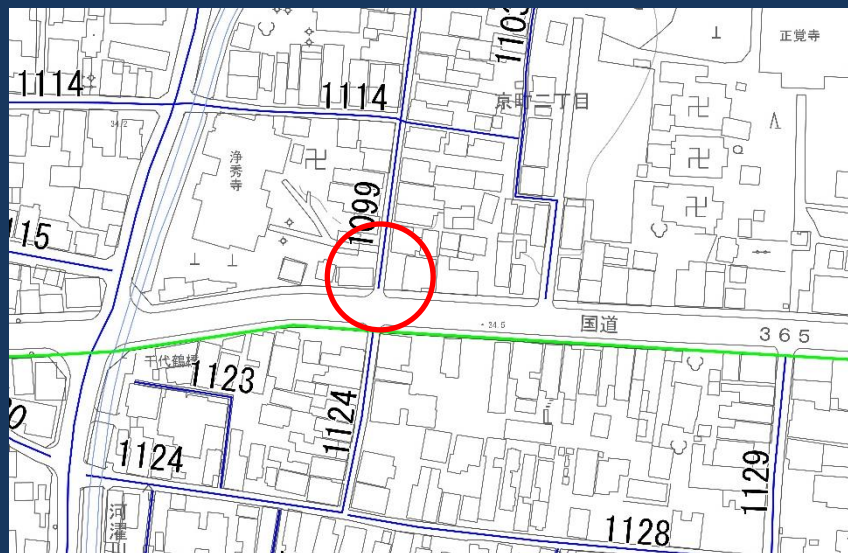




<No.1>

京町二丁目3-7

国道365号線と市道第1099号線の交差点

【要望】

カーブミラーや一時停止標識の設置

【対策】

歩道がある交差点はカーブミラーが設置できない。道幅が狭いため、標識の設置も困難。

標識ではなく一旦停止線を引く案も出たが、道路が石畳のため景観に影響が出る。(石畳には減速効果もある。)

不特定多数の車両が通行する道路ではないため、地域住民に注意喚起などをする。

